

文化芸術基本法が施行されました

文化芸術に関する施策の一層の推進を図る観点から、文化芸術振興基本法が改正され、文化芸術基本法として平成29年6月23日に公布・施行されました

文化芸術立国を目指し、機能強化される「新・文化庁」

- 1 文化政策の対象拡大**
食文化をはじめとする生活文化など複合領域の文化芸術振興 など
- 2 文化芸術活動の基盤充実**
文化芸術教育・体験の充実を通じた世界トップレベルからボランティアまで多様な文化芸術人材の育成 など
- 3 文化政策形成機能の強化**
様々な関連分野と有機的に連携した文化政策の総合的な推進 など



ついに決定！ 文化庁の本格移転

—京都から文化芸術立国の実現に向けて—

文化庁移転後の京都の文化はどのようなもの？

伝統産業、映像・マンガ・アニメ・コンテンツ、食、観光などの京都の強みを文化政策に反映し、

従来の文化芸術にとらわれないような 新しい文化が京都から次々と生まれていくこと

などが期待されます

そして「政治・経済」と「文化」の二元化による文化力の発現

「政治・経済」と「文化」の双眼構造による経済・文化両面から日本創生を！

「政治・経済首都」

政治・経済の国際交流のハブ
新産業の創造による経済成長

二つの
交流ハブ

「文化首都」

文化の国際交流のハブ
文化芸術を起爆剤とした日本創生

「文化芸術立国」の実現

京都府 文化庁移転準備室
075-414-4320

京都市 文化庁移転推進室
075-222-4200

京都商工会議所 企画室
075-212-6430



文化庁移転が決まってからの動き

■ 28年3月22日

京都への文化庁の全面的な移転が決定!

政府のまち・ひと・しごと創生本部において移転の必要性や効果について検証が行われ、「政府関係機関移転基本方針」が決定。文化行政の企画立案の更なる強化や国際発信力の向上が期待できることなどが移転決定の理由です

■ 28年7月

- 最新のテレビ会議システムを活用し、地方で実施可能な業務範囲の拡大を図る実証実験の実施
- 文化庁、関西広域連合、京都府、京都市及び関西経済連合会の5者で「文化の力で関西・日本を元気に」を共同発表

■ 29年4月

「文化庁地域文化創生本部」設置

本格移転の準備を進めつつ、新たな政策ニーズに対応した事務・事業を先行的に実施

■ 29年7月

組織体制の大枠

移転場所

移転の時期

などが決定

(第4回文化庁移転協議会「新・文化庁の組織体制の整備と本格移転に向けて」)



「文化の力で関西・日本を元気に」共同発表(左から、山田知事、井戸関西広域連合連合長、宮田文化庁長官、森関西経済連合会会長、門川市長)



文化庁地域文化創生本部設置記念式典
宮田長官あいさつ



第4回文化庁移転協議会(左から、門川市長、山本内閣府特命担当大臣、松野文部科学大臣、山田知事)

※肩書はいずれも当時

今後の動き

平成30年 文化庁の機能強化、抜本的な組織改編に係る文部科学省設置法等の改正法案提出

平成30年度中に新・文化庁の組織体制を整備
文化芸術基本法の施行(裏表紙参照)を踏まえ、「縦割り」を超えた、
開放的かつ機動的な文化政策集団への発展を目指す

移転の時期

遅くとも平成33年度中の本格移転を目指す

一日も早い全面的移転に向け、庁舎整備等の準備を進めています

移転後の文化庁の組織はどのようなもの?

- 文化庁・本庁が京都に置かれます
- 京都の本庁には文化庁長官及び次長が置かれます
- 職員数は、全体の7割を前提に、250人程度以上と見込まれます



文化庁・本庁

本庁の業務

本庁においては、以下の業務を除くすべての業務を行うこととされています

- 国会対応
- 外交関係
- 関係府省庁との連携調整等に係る政策の企画立案業務
- 東京で行うことが必要な団体対応等の執行業務



文化庁はどこに移転するの?

文化庁の本格移転先が、現京都府警察本部本館に決定いたしました

- 移転場所の選定にあたっては、「新・文化庁」にふさわしいものであること、諸外国からの来訪者をはじめ、京都以外の地方公共団体や全国の文化芸術団体等の関係者から見ても共感を得られる場所であることなどの条件を踏まえ総合的な検討がなされました。
- 京都府警察本部本館の建物は、京都で行われた昭和天皇の「即位の礼」に合わせて建設された京都の近代化遺産であり、その保存・継承の文化的価値の高さも考慮されました。



現京都府警察本部本館



平成29年4月に設置された文化庁地域文化創生本部